

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業

実施方針

令和5年11月7日

(令和6年1月26日修正)

相模原市

<目次>

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表	6
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定の方法	7
2 審査及び落札者決定の手順	7
3 募集及び選定スケジュール(予定)	8
4 募集及び選定等の手続	9
5 入札参加者の構成	12
6 入札参加者の備えるべき参加資格要件	13
7 特別目的会社の設立等	17
8 提案審査書類の取扱い	17
9 その他	17
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 リスク分担の方法等	19
2 事業者の責任の履行に関する事項	19
3 事業の実施状況のモニタリング	19
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1 敷地に関する各種法規制等	21
2 施設要件	21
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1 事業の継続に関する基本的な考え方	23
2 事業の継続が困難となった場合の措置	23
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	24
1 法制上及び税制上の措置	24
2 財政上及び金融上の支援	24
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1 議会の議決	25
2 入札参加に伴う費用負担	25
3 使用する言語、通貨単位等	25
4 情報公開及び情報提供	25

5 実施方針に関する問い合わせ先.....	25
-----------------------	----

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1-1 事業名

(仮称)北部学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)

1-2 公共施設等の管理者等の名称

相模原市長 本村 賢太郎

1-3 事業の目的

相模原市(以下「市」という。)では、令和4年11月に「相模原市学校給食あり方検討委員会」から「中学校給食の全員喫食を可能な限りに早期に実現し、持続可能な運営を図ること」及び「本市にとってふさわしい給食提供の実施方式として、センター方式を基本とすること」とする「中学校給食の全員喫食の在り方について(中間答申)」を受け、これを踏まえ、令和5年5月に中学校給食の完全給食による全員喫食の実現に向け、「相模原市学校給食施設整備方針」を策定した。

本事業は、「相模原市学校給食施設整備方針」において中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営の実現に向けて整備することとした2か所の新たな給食センターのうち、(仮称)北部学校給食センター(以下「本施設」という。)の整備・運営・維持管理を一体的に行うものである。

また、本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、良質なサービスを効果的かつ効率的に提供するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく特定事業として選定し、実施することを予定しているものである。

1-4 事業の基本理念

本事業は、次の基本理念に基づいて実施するものとする。

(1) 安全安心で温かい給食の提供

学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、食品衛生法関連法令等のとおり、HACCP(ハサップ Hazard Analysis and Critical Control Point)に沿った高度な衛生管理を実施するとともに、生徒や保護者から寄せられた多くの意見を尊重し、手作り調理を基本とする安全安心で温かい「さがみはらの給食」の安定的な提供を図る。

(2) 食育の推進

学校給食は、生きた教材として、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことから、生徒にとって望ましい学びを目指し、全員喫食の環境を有効に活用して食育を推進する。

(3) 持続可能な運営

児童生徒数は、将来的には、全体として減少傾向にあるものの、地域によっては増加が見込まれていることを視野に入れ、将来的な各学校の生徒数の増減にも対応できるよう運営体制等を整えるとともに、老朽化が進行している小学校給食室の更新時や城山学校給食センターの改修時等における給食提供を代替して担う施設として、生徒数が減少した場合の余剰能力を有効活用することにより、持続可能な運営を図る。

(4) 防災力の向上

調理、配送、備蓄という本施設本来の機能を生かし、災害時における炊き出しのバックアップ等や配送の拠点として、市の防災力向上に資する施設の整備・運営を図る。

(5) 環境負荷の低減

省エネルギーや省資源、残さ等の減量化に配慮するなど、環境負荷の低減を目指した施設の整備・運営を図るとともに、ZEB認証(ZEB Ready 以上)を取得する。

1-5 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に、本事業を実施する者(以下「事業者」という。)が本施設の設計及び建設を行い、工事完了後に市に施設等の所有権を移転し、維持管理・運營業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和23年7月31日までとする。

(3) 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 市が行う国庫補助金等申請の支援業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 調理設備調達業務
- (キ) 調理備品調達業務
- (ク) 配送車両調達業務
- (ケ) 事務備品調達業務
- (コ) 学校配膳室等改修業務(事業者が必要と判断する場合に限る。)
- (サ) 近隣対応・対策業務
- (シ) 解体工事業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務(光熱水費の管理・支払を含む。)
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 調理備品維持管理業務
- (オ) 配送車両維持管理業務
- (カ) 外構等維持管理業務
- (キ) 清掃業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 長期修繕計画策定業務
- (コ) 学校配膳室等維持管理業務(事業者が必要と判断し改修を実施した部分に限る。)

エ 運營業務

- (ア) 検収等補助業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 学校配膳室等業務(直接搬入品の受入れを含む。)
- (カ) 残さ等処理業務(直接搬入品を含む。)
- (キ) 廃棄物処理業務(直接搬入品の容器等の回収を含む。)
- (ク) 調理備品等更新業務
- (ケ) 献立作成支援業務
- (コ) 食育支援業務
- (サ) 衛生検査業務
- (シ) 災害時における炊き出し等業務

オ 付帯事業

(4) 市が行う業務

運營業務のうち、市が実施するものは次のとおりである。

- ア 食材調達業務
- イ 食材検収業務
- ウ 食数調整業務
- エ 検食業務
- オ 献立作成・栄養管理業務
- カ 衛生管理・調理指示業務
- キ 給食費徴収管理業務
- ク 学校配膳室等改修業務(事業者が行う業務の範囲必要と判断し、改修する部分を除く。)
- ケ 学校配膳室等維持管理業務(事業者が行う業務の範囲必要と判断し改修を実施した部分を除く。)
- コ 配送校の調整業務

サ 食育業務

シ 広報業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計及び建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

ア 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、本施設の引渡後に、建設一時金として事業者へ一括支払いを行う予定である。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から前述の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。

イ 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

市は、事業者が実施する開業準備に係る対価については、同業務完了後に一括支払いを行い、維持管理・運営に係る対価については、維持管理・運営期間にわたり年4回支払いを行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

維持管理・運営に係る対価については、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案に基づき、市と事業者が協議の上、事業契約において定める。

市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、原則としてサービス対価を減額する。なお、詳細は入札説明書等に示す。

(6) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するに当たり、関係法令、市の例規等を遵守すること。

(7) 事業の実施スケジュール(予定)

事業スケジュールは、おおむね次のとおりである。

日 程	項 目
令和6年12月	事業契約締結
令和6年12月～令和8年9月(約22か月間)	設計・建設期間
令和8年9月	本施設の所有権移転
令和8年10月・11月(約2か月間)	開業準備期間
令和8年12月～令和23年7月(約15年間)	維持管理・運営期間

(8) 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了後に、本施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

(9) 実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見を踏まえ、入札説明書等の公表までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

2-1 特定事業選定の基本的な考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条の規定により特定事業として選定する。

2-2 効果等の評価

市は、本事業を特定事業として選定するに当たり、次の手順により客観的評価を行う。

- ① 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- ② PFI事業として実施することによるサービスの水準に関する定性的評価を行う。
- ③ 事業者に移転するリスクの評価を行う。
- ④ 総合的評価を実施する。

2-3 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。特定事業として選定を行わないこととした場合も同様とする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、本施設の設計、建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、民間事業者の幅広い能力やノウハウを生かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営におけるノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。

したがって、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により事業者を選定する。

なお、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の適用対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される予定である。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、次のとおり行うものとし、詳細については入札説明書等に示す。

2-1 選定委員会の設置

事業者提案に係る専門的かつ客観的な視点からの検討を行うため、「相模原市学校給食センター整備・運営事業等選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会の構成等は、入札説明書等に示す。

2-2 確認及び提案審査の方法

- (1) 事業者の選定は、参加資格の確認と提案審査の2段階に分けて実施する。
- (2) 参加資格の確認は、本事業への参加を希望する者に参加表明書、参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき確認を行う。
- (3) 提案審査は、入札参加者から提出された提案審査書類等について、落札者決定基準に基づき、選定委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。
- (4) 選定委員会の審査を経て、市が落札者を決定する。
- (5) 提案の評価基準、提案書の提出方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

※入札参加者が1者であった場合も、同様に参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

2-3 落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、市が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3 募集及び選定スケジュール(予定)

事業者の募集及び選定スケジュールは、おおむね次のとおりとする。

日 程		事業スケジュール
令和5年	11月 7日(火)	実施方針・要求水準書(案)の公表
	11月13日(月)	実施方針等説明会
	11月17日(金)	現地見学会(建設予定地)
	11月22日(水)～11月28日(火)	現地見学会(配送校)
	11月 7日(火)～11月29日(水)	実施方針・要求水準書(案)に関する質問等の受付
令和6年	1月上旬	実施方針・要求水準書(案)に関する質問等に対する回答公表
	2月上旬	特定事業の選定・公表
	4月上旬	入札説明書等の公表
	4月中旬	入札説明書等に関する第1回質問等受付
	5月上旬	入札説明書等に関する第1回質問等に対する回答公表
	5月中旬	参加資格審査書類の受付締切
	5月下旬	参加資格審査結果の通知
	6月中旬	入札説明書等に関する第2回質問等受付
	7月中旬	競争的対話の実施
	7月下旬	入札説明書等に関する第2回質問等に対する回答公表
	8月下旬	提案審査書類の受付
	9月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング(プレゼンテーション含む)
	10月上旬	落札者の決定・公表
	10月中旬	基本協定締結
	10月下旬	仮契約締結
12月	事業契約締結	

4 募集及び選定等の手続

事業者の募集及び選定等の手続を次のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

4-1 実施方針等の公表及び説明会等

本実施方針を市ホームページにおいて公表し、次のとおり説明会等を実施する。
なお、説明会等への参加は、入札参加への要件とはしない。

(1) 実施方針等に関する説明会の開催

本実施方針等の説明会を次のとおり開催する。なお、(仮称)南部学校給食センターに係る実施方針等の説明会と合わせた開催とする。

開催日時	令和5年11月13日(月) 10:00~12:00
開催場所	相模原市立総合学習センター 大会議室 相模原市中央区中央3-12-10 4階
参加申込期限	令和5年11月10日(金) 12:00まで
参加申込方法	説明会等エントリーシート(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1社につき2名までとし、(仮称)南部学校給食センターへの参加を希望する場合についても、1社につき2名までとする。
申込先	相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 042-851-3236(直通) E-mail: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp ※E-mailの件名は「【実施方針等説明会・見学会】(団体名)」としてください。
備考	会場には説明会用の駐車場は設けない。 実施方針等の配布はしないので、必要な資料はあらかじめダウンロードし、持参すること。 説明会においては、市から実施方針等についての説明のみ行い、質問・意見等は受け付けない。

(2) 現地見学会の開催(建設予定地)

本施設の事業敷地の現地見学会を次のとおり開催する。

見学会日時	令和5年11月17日(金) 10:00~12:00頃
参加申込期限	令和5年11月10日(金) 12:00まで
参加申込方法	説明会等エントリーシート(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1社につき2名までとする。
申込先	相模原市教育委員会教育局学校給食課 企画推進班 042-851-3236(直通) E-mail: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

	※E-mailの件名は「【実施方針等説明会・見学会】(団体名)」としてください。
備考	事業敷地までの移動手段は各自で用意すること。なお、自動車で来場する場合は、1社につき1台までとする。 荒天の場合は延期することがある。 見学部分の制限がある。

(3) 現地見学会の開催(配送校)

配送校の現地見学会を次のとおり開催する。

見学会日時	令和5年11月22日(水)～11月28日(火)計4日間 ※それぞれ14:00～17:00頃の間で、別途指定 1校当たり45分程度、1日当たり最大で3校実施
参加申込期限	令和5年11月10日(金) 12:00まで
参加申込方法	説明会等エントリーシート(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。 なお、参加人数は1社につき2名までとする。
申込先	相模原市教育委員会学校給食課 給食運営改善班 042-769-1392(直通) E-mail: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp ※E-mailの件名は「【実施方針等説明会・見学会】(団体名)」としてください。
備考	配送校までの移動手段は各自で用意すること。 自動車で来場を希望する場合は、1社につき1台までとする。なお、配送校内では駐車場に限りがあるため、希望に添えない場合がある。また、周辺道路等への路上駐車は行わないこと。 荒天の場合は延期することがある。 配送校によっては、見学部分の制限がある。

4-2 実施方針・要求水準書(案)に関する質問等の受付

実施方針・要求水準書(案)に関する質問等の受付について次のとおりとする。

受付期間	令和5年11月7日(火)～11月29日(水)17:00
受付方法	実施方針等に関する質問・意見書(様式2)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
送付先	相模原市教育委員会学校給食課 企画推進班 042-851-3236(直通) E-mail: gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp ※E-mailの件名は「【実施方針等に関する質問等】(団体名)」としてください。

公表	受け付けた質問等に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。
----	----------------------------------

4-3 入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

4-4 入札説明書等に関する質問等の受付・回答

入札説明書等について質問・意見を受け付ける。質問等に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問等のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4-5 参加表明書等の受付、参加資格確認結果の通知

本事業へ参加を希望する者より、参加表明書及び参加資格確認申請書(以下「参加表明書等」という。)を受け付ける。参加表明書等は、参加表明書等受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)までに提出する必要がある。

市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。参加資格確認結果は、参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、又は、重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

4-6 入札説明書等に関する競争的対話の実施

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、参加資格があると認められた者(以下「入札参加者」という。)を対象に、個別に対話を行うことを予定している。競争的対話の参加方法等は入札説明書等に示す。

競争的対話における質問等に対する回答は、原則として公表する。ただし、提案内容の漏洩のおそれのあるもの等は一部非公表とする場合がある。

4-7 提案審査書類の受付

入札参加者に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については入札説明書等に示す。

4-8 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について、選定委員会の審査を経て、市が落札者を決定する。審査結果は入札参加者に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。

4-9 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

4-10 事業契約締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、市議会の議決を経た上で、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

4-11 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、協議、調整し、直接協定を締結することがある。

5 入札参加者の構成

5-1 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人(以下に定義する構成員)で構成されるグループとする。

項目	定義
構成企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を本事業のために設立する特別目的会社から直接又は間接的に受託・請負する予定であり、当該特別目的会社に出資を予定している法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接的に受託・請負する予定だが、特別目的会社には出資を行わない法人
代表企業	構成企業のうち、最も高い出資割合を負担し、構成企業を代表して本事業の参加手続を行う法人

5-2 構成企業等の明示

入札参加者を構成する構成員は、参加表明書等の提出時に、構成企業(代表企業である場合はその旨も記載する。)、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

5-3 複数業務の実施

構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することを妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう(以下同じ。)

5-4 複数応募の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業(代表企業を除く。)又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

5-5 入札参加者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更(以下「構成員の変更等」という。)は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認める場合がある。

(1) 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

参加資格確認基準日以降に、入札参加者が構成員(代表企業を除く。)の変更を申請した場合において、市がその理由をやむを得ないものと認めるときであって、変更後の入札参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認した場合。

(2) 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員(代表企業を除く。)が参加資格を喪失した場合であって、入札参加者が構成員(参加資格を喪失し、脱退する構成員に限る。)の変更を申請したとき。ただし、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、市がその理由がやむを得ないものと認める場合であって、変更後の入札参加者の参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認した場合に限る。

6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

6-1 共通の参加資格要件

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人であって、以下のいずれにも該当するもので構成されるグループとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札説明書等の公表日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 公告日現在、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。
- (9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (10) 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (11) 本事業について、以下の者(市がアドバイザー業務を委託した者及び当該者が同業務の一部を委託している者)又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・株式会社日建設計総合研究所(所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号)
 - ・弁護士法人関西法律特許事務所(所在地：大阪市中央区北浜二丁目5番23号)
- (12) PFI法第9条の欠格事由に該当しない者であること。

6-2 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち(1)から(6)までの業務に当たる者は、それぞれ以下に掲げる要件を満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該要件

を満たす複数の業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件のいずれも満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計(平成21年4月以降に完了した設計であって、新築に係る設計、改築に係る設計又は増築部分が当該面積以上のものに係る設計に限る。)について、元請として実施設計業務を履行した実績を有していること。

ウ ISO22000等のHACCPの要件を求めている民間認証の取得施設若しくは地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると思われる施設又はドライシステムの学校給食施設(平成21年4月以降に履行が完了したものに限る。)の実設計実績を有していること。

(2) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件のいずれも満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事(平成21年4月以降に完了した新築工事、改築工事又は増築部分が当該面積以上の増築工事に限る。)の工事監理業務の実績を有していること。

ウ ISO22000等のHACCPの要件を求めている民間認証の取得施設若しくは地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると思われる施設又はドライシステムの学校給食施設(平成21年4月以降に工事が完了した新築・改築又は増築の新築部分が当該面積以上のものに限る。)の工事監理業務の実績を有していること。

(3) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件のいずれも満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設の建築一式工事(平成21年4月以降に完了した新築工事、改築工事又は増築部分が当該面積以上の増築工事に限る。)について、元請としての施工実績を有すること。

ウ ドライシステムの学校給食施設、特定給食施設又は食品工場等の新築工事、改築工事又は増築工事(平成21年4月以降に完了した工事に限る。)について、元請としての施工実績を有すること。

(4) 調理設備の調達業務を行う者

調理設備の調達業務を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が要件を満たしていること。

ア 食数3,000食以上であって複数の献立ラインを有するドライシステムの学校給食施設における調理設備一式の調達及び設置業務の実績を有していること。なお、当該実績は、平成21年4月以降に完了した者、又は、PFI法に基づく特定事業等に係る業務のうち調理設備等の調達及び設置業務を行う主たる企業として実施した者に限る。

(5) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件のいずれも満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

ア 本業務を実施するために法律上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。

イ 公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

(6) 運営業務を行う者

運営業務を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

なお、複数の者で実施する場合には、少なくとも1者が要件を満たしていること。

ア ISO22000等のHACCPの要件を求めている民間認証の取得施設若しくは地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設又はドライシステムの学校給食施設等において食数3,000食以上かつ複数の献立ラインの提供能力のある施設の運営業務の実績を有していること。

6-3 参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた入札参加者の構成員が、参加資格確認申請の提出日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(1) 参加資格確認基準日から落札者決定までの間

当該期間に、入札参加者の構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合については、市と協議の上、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

なお、構成員の除外は、当該構成員の除外後も入札参加者が参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

(2) 落札者決定日から契約締結日までの間

当該期間に、入札参加者の構成員のいずれかの者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合については、市は仮契約を締結せず、又は、仮契約の解除を行い、市は、これによる一切の責を負わない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、市は当該除外又は変更後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。

7 特別目的会社の設立等

落札者として選定された入札参加者は、構成企業の出資により相模原市内に特別目的会社を仮契約締結時までに設立するものとする。特別目的会社は、会社法の定める株式会社とする。なお、事業予定地内に設立することも可とする。

なお、応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合が、全議決権の2分の1を超えることとすること。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱い

8-1 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案審査書類は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)等の関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部又は一部を公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市は、事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

8-2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

9 その他

入札参加者は、市内に本社・本店等を置く市内企業の積極的な活用に努めること。また、調理従業員等の市内からの積極的な雇用や、必要な資機材・消耗品等の市内企業からの調達に努め、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

市内企業の育成、地域経済の振興に対する取組について、落札者決定基準において加点評価の対象とすることを想定している。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

1-1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、より低廉かつ良好な公共サービスの提供に資することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

1-2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として「表1 リスク分担表(案)」によることとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

1-3 保険の付保

事業者は、市が付保を義務付ける保険を含め、保険により費用化できるリスクはできる限り保険を付保するものとする。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書にのっとり、信義に従って誠実に責任を履行するものとする。なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するため、契約保証金を納付するものとする。(契約金額の10%以上。補償金に代わる保証等も可とする。)

3 事業の実施状況のモニタリング

3-1 モニタリングの実施

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

3-2 モニタリングの時期及び内容

市が行うモニタリングは、設計、建設並びに維持管理及び運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については、事業契約書(案)において定める。

市は、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計、建設並びに維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行うことがある。

3-3 モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

1-1 事業用地

神奈川県相模原市緑区大島 1 2 2 6

1-2 土地の所有

神奈川県(取得に向けて調整中)

1-3 敷地面積

約 9, 8 0 0 m²

1-4 その他

- (1) 区域区分 市街化調整区域
- (2) 用途地域 指定なし
- (3) 建ぺい率/容積率 50%/80%

2 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書(案)に示す。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講ずることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講ずることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

2-1 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 上記(1)、(2)のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2-2 市の責めに帰すべき事由の場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができる。

2-3 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (1) 不可抗力その他市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- (2) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面により、事業契約を解除することができる。

2-4 その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書(案)に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は市の行政財産であり、市はこれを事業者が無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

2-1 国庫補助金及び地方債等

市は、本事業において国庫補助金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、国庫補助金又は地方債等の申請又は検査等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

2-2 その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、国庫補助金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和6年3月に市議会定例会議に提出する予定である。また、事業契約の締結は議会の議決を経る必要があることから、当該議決に係る議案を、同年12月に市議会定例会議に提出する予定である。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

また、本事業に関する情報公開請求があった場合は、相模原市情報公開条例に基づき提出書類を開示することがある。

5 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

相模原市教育委員会学校給食課 企画推進班 (担当：林・増田・菅原)

住所 : 相模原市中央区中央2-11-15

電話 : 042-851-3236

E-mail : gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

表1別紙 リスク分担表(案)

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令 リスク	2	本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
			4	収益関係税以外の税制度の範囲や税率の変更に関するもの(消費税、事業所税等)	●	
		税制度 リスク	5	収益関係税の税制変更に関するもの(法人税率の変更等)		●
			許認可取得 リスク	6	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●
		7		許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●
		社会 リスク	住民対応 リスク	8	本施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	9			上記以外の事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの		●
	環境保全 リスク		10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気等に関するもの		●
	第三者賠償リスク		11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責に よるもの	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			事業者の責 によるもの	14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	
		15		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもののうち、一定の金額を超える部分、また、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
				17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもののうち、一定の金額まで、また、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	
	金利リスク		18	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
			19	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
	物価変動リスク		20	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	
			21	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	
	要求水準未達リスク		22	要求水準の不適合に関するもの		●
	入札説明書リスク		23	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	契約締結リスク		24	契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	●※1	●※1
	資金調達リスク		25	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
26			事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	
設計・建設段階	設計・調査 リスク	調査 リスク	27	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するもの	●	
			28	上記以外の測量・調査に起因するもの		●
	設計 リスク		29	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
			30	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
	建設 リスク	発注者 責任 リスク	31	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			32	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地 リスク		33	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			34	事業用地の土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの及び市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財は除く。)	●※2	△※2
			35	事業用地の土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの及び市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財に限る。)		●
	工事遅延・未完工 リスク		36	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
37			上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●	
工事費 増大 リスク		38	市の指示による工事費の増大に関するもの	●		
		39	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●	

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
	工事監理 リスク	施設損傷 リスク	40	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
			41	事業者が実施する工事監理や現場管理の不備により使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		●
	什器備品等調達・ 納品遅延リスク	42	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
		43	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
	維持管理・ 運営段階	コストリスク	44	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
45			事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●	
技術革新リスク		46	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用	●		
		47	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●	
契約不適合リスク		48	民法に定める契約不適合に係る時効までに見つかったことに関するもの		●	
		49	民法に定める契約不適合に係る時効を過ぎて見つかったことに関するもの	● ^{※3}		
施設の性能維持リスク		50	事業期間における施設の性能確保に関するもの(各学校の配膳室は除く。)		●	
施設損傷リスク		51	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●	
		52	事業者の善管注意義務違反、管理義務を怠ることによって引き起こされた事故・火災等による施設の損傷		●	
		53	第三者(本施設の利用者を含む。)による施設の損傷	● ^{※4}	● ^{※4}	
修繕費リスク	54	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した総修繕費(項目毎の内訳は問わない。)が予想を上回ったことに関するもの		●		
事故リスク	55	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●			
	56	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●		

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
	給食数等増減リスク (需要変動リスク)	57	市の要請による配送校数や給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
		58	児童生徒数の減少に伴う給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△※	●
		59	市の要請による給食中止時等の未配送の給食等による残さの変動	●	
	異物混入・食中毒 リスク	60	市実施の食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●	
		61	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●	
		62	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
		63	調理時における加熱等が不十分であること等不適切な調理や衛生管理に起因する異常		●
		64	学校内での配膳業務における異物混入等		●
		65	調理、配送業務における異物混入等		●
		66	事業者が実施する配送業務以外に起因する配送対象校内での異物混入等	●	
	アレルギー対応リスク	67	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等による発症や突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
		68	調理段階における禁忌物質の混入による発症や配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●
		69	市から事業者への情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	●	
		70	事業者内での、収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症やアレルギー児童生徒の個人情報の流失		●
	配送及び配膳遅延 リスク	71	市や食材納入業者等の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担	●	
		72	事業者の責による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担		●
	運搬費用増大リスク	73	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)		●

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
	食器等破損リスク	74	経年劣化による児童生徒等による通常使用時の食器等の破損に関するもの		●
		75	児童生徒等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害	●	
		76	事業者の責に帰すべき事由により破損した場合において発生した損害		●
	残さ処理リスク	77	児童生徒等が配膳室に返却するまでの残さの分別に関するもの	●	
		78	給食センターまでの残さ搬送に関するもの		●
		79	給食センターにおける残さの分別及び計量に関するもの		●
		80	給食センターから処理施設までの搬送に関するもの		●
事業終了段階	事業の中途終了リスク	81	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
		82	事業者の債務不履行に起因する契約解除(一部解除を含む。)		●
	施設の性能確保リスク	83	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続リスク	84	事業契約満了時の移管手続、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続に要する費用に関するもの		●

※1：契約が締結できない場合、それまでに市及び事業者にかかった費用は各々が負担する。

※2：市は対応費用の負担等について協議できるものとする。

※3：当該契約不適合について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※4：事業者の善管注意義務違反や管理義務を怠ることによって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※5：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。